

# 消防法令における消防用設備等の新たな体系

▶ 消防分野の新技术開発を促進し、防火対象物の高層・深層化、大規模・複合化に対応するため、昭和35年以来の抜本的な体系の見直し(H15法改正、H16政省令改正、H16.6.1施行)

▶ これにより、従来仕様規定一本によるルートが、Aルート(現行の仕様規定)、Bルート(性能規定)、Cルート[大臣認定]の3ルートに多様化

## ルートA 仕様規定

消防法 § 17

消防法施行令第2章  
第3節に技術基準を規定

消火設備(消火器、屋内消火栓設備、  
スプリンクラー設備他)  
警報設備(自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備他)  
避難設備(避難器具、誘導灯他) ほか

## ルートB 性能規定

法 § 17 [3性能を新たに法定]

初期拡大抑制性能  
避難活動支援性能  
消防活動支援性能

令 § 29の4 に規定

新省令・新告示を制定

通常の消防用設備等と同等性能を有するものについては、総務省令で新たに位置づけ、通常設備に代替(令29条の4)

必要とされる防火安全性能を有する消防用設備等に関する省令で を規定

屋内消火栓に代えてパッケージ型消火設備(高圧貯蔵容器から消火薬剤噴霧)

スプリンクラーに代えてパッケージ型自動消火設備(火源を感知して放出口から消火薬剤を自動放射)

従来は令32条の特例により、市町村ごとにまちまち、維持管理の位置づけもなく、不明確

## ルートC 大臣認定

法 § 17

法 § 17の2から17の2の4、  
施行令、施行規則に手続規定

新たに技術開発された特殊の消防用設備等は、1件ごとに大臣認定(今後新たに申請開始)

想定例) 新開発された高性能消火薬剤をピンポイントで放射する特殊スプリンクラー

・ 事前に専門性を有する機関が性能評価した上で大臣認定

・ 法令による基準ではなく、設備等設置維持計画により弾力的に維持管理し、技術開発促進

法 § 17

の消防用設備等

ルートBもルートAと同じく消防用設備等として法定手続、透明性確保

- ・ 設置届
- ・ 消防長の検査
- ・ 点検・報告義務
- ・ 消防用設備等の認定
- ・ 消防設備士業務対象 等

今後、共同住宅に係る特例通知も法令に規定予定

1年を目処に、3性能に関する客観的検証方法の策定

特殊消防用設備等

一定程度普及し、技術上の知見が蓄積された大臣認定の特殊消防用設備等は、ルートBに移行し、手続を簡素化し、普及拡大

性能規定の導入等を行うための消防法の一部改正に伴い、  
制定・改廃される省令・告示の制定・改廃等

H16.5.31公布分(省令5、告示15)

消防法施行規則の  
一部改正と関連告示  
の制定等

- 消防法施行規則の一部改正
- ・ 特殊消防用設備等の届出・検査
  - ・ 性能評価の申請手続
  - ・ 設備等設置維持計画
  - ・ 一定規模の防火対象物に総合操作盤の設置義務

- 総合操作盤に関する告示
- ・ 総合操作盤の技術上の基準
  - ・ 総合操作盤の設置方法

ほか4省令・告示の制定・改正

令29条の4に基づ  
く省令・告示の制定

- 必要とされる防火安全性能を有する消防用設備等に関する省令
- ・ 屋内消火栓に代えてパッケージ型消火設備
  - ・ スプリンクラー設備に代えてパッケージ型自動消火設備

パッケージ型消火設備の設置維持の技術基準に関する告示

パッケージ型自動消火設備の設置維持の技術基準に関する告示

ほか3告示の制定・改正

登録機関化に関連  
する省令と告示の  
制定等

公益法人改革により、指定機関制度から透明性の高い登録機関制度に移行

性能評価を実施する登録機関を登録する省令

- ・ 消防設備安全センター

防火管理者講習を実施する登録機関を登録する省令

- ・ 日本防火協会

ほか5告示の制定・改廃